ふるさと教育センター屋内運動場の利用について

　ふるさと教育センターの屋内運動場を、センターが使わない時間を活用し、市民のみなさんにスポーツやレクリエーションを楽しんでもらうために開放しています。

利用料について

　１時間あたり１５０円

保険について

　施設利用中のケガについては、ふるさと教育センターは責任を負いません。

　保険の対応もありませんので、保険の加入は利用団体でお願いします。

ふるさと教育センターの利用手続きのしかた

「利用団体登録申請書」をふるさと教育センターにご提出ください。後日、「利用団体登録証」をお渡しします。

※年度途中に利用をしなくなった場合は、登録を取り消しますので「利用団体登録証」をふるさと教育センターへ返却してください。

登録

利用したい日の１か月前から３日前までに、ふるさと教育センターで「利用申込書」に記入して利用の予約をします。（２０日以降は翌々月まで予約可能）

利用料は予約時にお支払いいただきます。

利用団体登録証を忘れずにお持ちください。

予約時にお渡しする「利用許可書」は、ふるさと教育センターを利用する時はいつも持っていてください。

予約

鍵の貸出

原則、利用する日のふるさと教育センター開館時間（平日９時～１７時）に、ふるさと教育センター事務室で鍵を借りてください。

※利用日が土日の場合等は要相談

※確認のため利用団体登録証の提示をお願いすることがあります。

利用が終わったら、すぐに鍵をご返却ください。

返却

注意事項

・学校施設開放で登録されている場合でも、ふるさと教育センター屋内運動場を利用するためには提出が必要です。年度ごと登録をしていただくため、毎年登録の申請が必要です。

・営利を目的とする団体は、施設の利用はできません。

・利用は１か月あたりおおむね７日間（週２回程度）を限度としてください。みなさんが利用できるようご協力をお願いします。

利用者が守らなければならないこと

・施設の設備等を破損してしまったときは、必ず「施設・備品毀損等届」をふるさと教育センターに提出してください。

・万が一、利用中に事故等が発生した場合は、必ず「事故発生届」をふるさと教育センターに提出してください。

・敷地内でタバコを吸わないでください。

・施設内は、運動に必要な水分補給以外の飲食はしないでください。

・体育館用シューズを使用してください。

・放送設備は使わないでください。

・利用後はモップがけを行ってください。

・戸締り、消灯をきちんと確認してください。

・利用時間終了後には片付けを終えて帰れる状態にしてください。

※施設、設備等で気になる点（電灯の切れ等）がありましたら、ふるさと教育センターへご連絡ください。

※ご利用のみなさまが気持ちよく利用していただけるよう、利用後の清掃、ゴミの持ち帰り等ご協力をお願いします。

連絡先　田原市ふるさと教育センター（田原市生涯学習課）

　　　　〒４４１－３４３２　田原市野田町籠田３

　　　　電話　　０５３１－３６－６６１４

　　　　FAX 　　０５３１－３６－６９７０

　　　　メール　syogaku@city.tahara.aichi.jp

開館時間９：００～１７：００（平日）